

## 事業所税の使途

事業所税は、地方税法第 701 条の 30 の規定により、都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるための目的税です。その使途に基づく事業にかかる一般財源（市負担分）に充当しています。

《事業所税の使途の状況》

事業所税収入額 1,652,638千円

(単位：千円)

区 分	令和 2 年度 決算額	財 源 内 訳				一般財源 (市負担分) のうち 事業所税 充当額	
		特 定 財 源			一般財源 (市負担分)		
		国県支出金	地方債	その他			
事業費等の内訳	道路等整備事業	2,784,311	428,211	667,900	12,602	1,675,598	510,248
	廃棄物処理施設等整備事業	1,931,951	9,777	1,055,700	0	866,474	263,856
	学校・図書館等整備事業	4,679,961	574,670	2,069,300	1,036	2,034,955	619,678
	社会福祉施設等整備事業	3,443,830	2,288,310	904,600	895	250,025	76,137
	防災等その他の事業	580,908	0	169,600	0	411,308	182,719
合 計	13,420,961	3,300,968	4,867,100	14,533	5,238,360	1,652,638	